

報告書案一部修正のご提案

令和2. 6. 15

委員 寺 脇 一 峰

1 修正該当部分

報告書（案）52頁

（3）仮放免その他収容の長期化を防止するための措置

ア 仮放免の要件・基準、収容代替措置

【提言】

②

2 修正内容

上記部分の全文を以下のとおりとする。

収容令書・退去強制令書の発付後から送還時まで収容することが原則とされる現在の制度を改め、仮放免とは別に、新たな収容代替措置、例えば、第三者の支援又は補助等により、適切に生活状況が把握され、当該外国人が違法な就労に及ぶことなく生活手段を確保することが可能となることを前提として、被退去強制者について、現実の身柄拘束の代わりに、保証人等の責任と負担の下で、送還の実施を担保するために逃亡防止や出頭確保を図り、かつ、違法な就労を防止し、収容施設外で起居するものとすることを認める措置の導入を検討すること。

以上